

繰延税金資産(三井住友銀行単体)

繰延税金資産の計上額

繰延税金資産は、将来の税金負担額を軽減する効果を合理的に見積り資産計上したものです。その計上に当たっては、「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日企業会計審議会)及びこれに関連する実務指針に則り、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。また、「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」(平成15年2月24日日本公認会計士協会)の趣旨も十分に踏まえて、引き続き財務の健全性の観点から、より一層の保守的な対応をしております。

平成17年3月末における銀行単体の繰延税金資産の計上額は、平成16年3月末比883億円減少して1兆5,022億円となりました。これは、債券の評価損益の改善等により「**その他有価証券評価差額金**」が増加したことが主因です。なお、保守的に資産計上しなかった繰延税金資産残高(評価性引当額)は5,533億円であります。

		(金額単位 億円)			<参考> 一時差異等残高 平成17年3月末
		平成17年3月末	平成16年3月末比	平成16年3月末	
繰延税金資産合計	-	18,258	138	18,396	
繰延税金資産小計	2	23,791	+1,822	21,969	58,528
貸倒引当金	3	3,154	1,139	4,293	7,764
貸出金償却	4	5,621	+2,793	2,828	13,835
有価証券有税償却	5	5,330	+1,544	3,786	13,118
退職給付引当金	6	769	54	823	1,892
減価償却限度超過額	7	61	10	71	150
その他有価証券評価差額金	8	—	—	—	—
税務上の繰越欠損金	9	8,228	1,286	9,514	20,088
その他	10	628	26	654	1,681
評価性引当額	11	5,533	+1,960	3,573	
繰延税金負債	12	3,236	+745	2,491	7,965
退職給付信託設定益	13	517	+262	255	1,273
その他有価証券評価差額金	14	2,645	+480	2,165	6,511
その他	15	74	+3	71	181
繰延税金資産の計上額	-	15,022	883	15,905	
調整前課税所得の見積額に対応する額	17	16,941	355	17,296	
将来解消見込が長期にわたる額等 ^(注1)	18	726	48	774	
14行目の繰延税金負債相当額 ^(注2)	19	2,645	480	2,165	
実効税率	20	40.63%	—	40.63%	

(注1) スケジューリング可能な一時差異のうち、その解消見積期間が5年を超えるもの(退職給付引当金、建物減価償却限度超過額等)に係る繰延税金資産については、回収可能性ありと判断されるものであります(「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号))。

(注2) 繰延税金資産は、その他有価証券評価差額がネット評価差益の場合に計上される繰延税金負債と相殺表示されますが、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たっては、この繰延税金負債と相殺される前の繰延税金資産残高が判断対象となります(「その他有価証券」の評価差額及び「固定資産」の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第70号))。

II 繰延税金資産の計上根拠

計上基準：実務指針の例示区分の4号但書を適用

- (イ) 当行には重要な税務上の繰延欠損金が存在しますが、これは、デフレ環境が持続する中で、財務の健全性を早期に向上させるべく、以下のバランスシート改善策を実施した結果発生したものであり、非経常的な特別の原因に起因したものであると判断されます。従って、実務指針^{注1)}5(1)の例示区分の4号但書に則り、将来の合理的な見積り可能期間(おおむね5年)内の課税所得見積額を限度として繰延税金資産を計上しております。
- (α) 不良債権処理
「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」(平成8年6月)による「早期是正措置」の導入(平成10年度)により、自己査定に基づいて償却・引当を行う体制を整備しました。
その後、景気低迷の長期化、国内外の経済環境が不透明な中で、資産劣化リスクへの対応力を高めるべく引当強化等の不良債権処理を積極的に実施しました。
また、平成14年10月に出された「金融再生プログラム」に基づき、平成16年度までに不良債権比率を半減すべく最終処理を加速させた結果、平成16年上期中に半減目標を前倒して達成しました。その過程で、過去に実施した不良債権処理残高の無税化が進む一方で、新たに有税処理残高も発生しました。この結果、有税による不良債権処理残高^{注2)}は、平成17年3月末時点で約2兆1,600億円に達しております。
- (β) 株式含み損処理
株価の大幅かつ継続的な下落を踏まえ、株価変動リスクの削減、平成13年度に導入決定された株式保有制限の早期達成に向け、保有株式の圧縮を促進しております。
平成14年度に、保有株式の売切りによる約1兆1,000億円の簿価圧縮を実施するとともに、減損処理及び合併差益を活用した処理により、保有株式の含み損約1兆2,000億円を一挙的に処理しました。その結果、株式保有制限は平成14年度末時点で前倒しで達成しました。
こうした施策の実施により、有価証券有税償却残高^{注2)}は高水準となりましたが(平成11年3月末の約1,000億円 平成15年3月末の約1兆5,000億円) 売却促進により無税化も着実に進んでおります(平成16年度中の無税化実績：約1,300億円)。
- (ロ) 上記要因により、平成17年3月末時点の税務上の繰延欠損金は約2兆円となっておりますが、今後発生する課税所得によって、繰越期限までに確実に解消される見込みであります。なお、過去において、重要な税務上の繰延欠損金の繰越期限切れは発生しておりません。

(注1) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)

(注2) 前ページ表中の「一時差異等残高」に対応する計数であります。

<参考1> 実務指針の例示区分の4号の概要((b)が4号但書)

- (α) 期末時点で重要な税務上の繰延欠損金がある会社等については、原則として翌期の課税所得見積額の範囲内で、かつ翌期の一時差異等のスケジュールリングが出来る部分の繰延税金資産を回収可能性ありと判断する。
- (β) 但し、事業リストラ、法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により繰延欠損金等が生じた場合には、将来の合理的な見積り可能期間(おおむね5年)内の課税所得を限度として、かつ当該期間内の一時差異等のスケジュールリングが出来る部分の繰延税金資産を回収可能性ありと判断する。

将来の課税所得見積り可能期間：5年

今後5年間の調整前課税所得の見積り累計額

		(金額単位 億円)
		今後5年間の 見積り累計額
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1	52,110
A 税引前当期純利益	2	29,610
B 申告調整額(除く平成17年3月末一時差異の解消額)	3	12,086
C 調整前課税所得(A+B)	4	41,696
		↓
調整前課税所得に対応する繰延税金資産額	5	16,941

(前ページ表中17行目に対応)

【基本的な考え方】

- (1) 有税残高等の一時差異の解消見込年度をスケジュールリング
- (2) 今後5年間の調整前課税所得を保守的に見積り
公表済みの経営健全化計画(～平成18年度)を基礎とし、平成21年度までの収益計画を合理的に見積る
上記計画計数に対し、将来予測の不確実性を勘案し、一定のストレス(減額調整)を付加
上記収益計画に対応する申告調整額を加算し、調整前課税所得を算出
- (3) 上記により回収可能と判断される額に実効税率を乗じた額を、繰延税金資産として計上

<参考2> 過去5年間の法人税確定申告所得(繰延欠損金控除前)実績

(金額単位 億円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
確定申告所得(繰延欠損金控除前)	1,760	2,419	7,455	14,378	3,169

(注) 1. 「確定申告所得(繰延欠損金控除前)」=「各年度の調整前課税所得」-「各年度における一時差異の無税化額」

2. 法人税の確定申告は6月末に行うため、平成16年度末は決算時点での見積り計数であります。

3. 上記計数は、実務指針の例示区分の4号但書に規定する「非経常的な特別の原因」を含んでおりますが、これを除けば各期とも課税所得を計上しております。